

富里市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

【概要版】



■計画の趣旨

我が国は、総人口が減少に転じてから既に十数年が経過し、世界でも類を見ない速さで高齢化が進んでいます。本市においても、高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加などが想定されます。そのような中、令和4年10月に「とみさと元気なまち宣言」を行い、食を通した元気な身体づくり、運動を通した健康づくり、地域のつながりを通した支え合う地域づくりの3つの柱により、元気で生き生きと暮らせるまちを目指しています。「富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、前計画での取組を更に進め、重点目標として介護予防に注力しつつ、地域包括ケアシステムの深化・促進のための取組や、認知症施策の推進、介護人材の確保、介護現場の生産性向上等を総合的に推進していきます。

■計画の位置付け

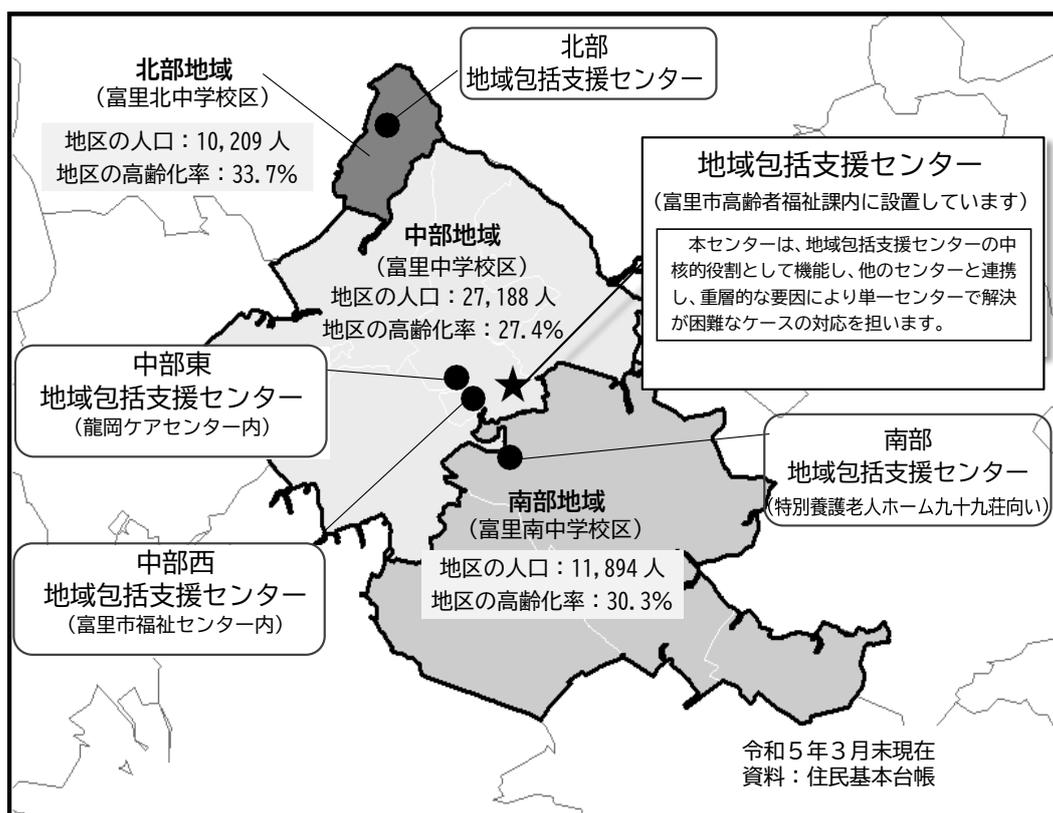
本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの計画を一体的にまとめて策定しています。また、富里市総合計画を上位計画として、本市の関連する個別計画、さらに千葉県の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画とも調和・連携を図っています。

■計画の期間・策定体制

第9期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。介護保険法に基づき3年ごとに計画の見直し・策定を行うため、令和5年度に第8期計画の見直しを行い、第9期計画の策定を行いました。

また、第9期計画策定に当たっては、被保険者となる市民、学識経験者や保健・医療・介護・福祉関係者等で構成される富里市介護保険運営協議会において、各種施策等に関する検討を行いました。

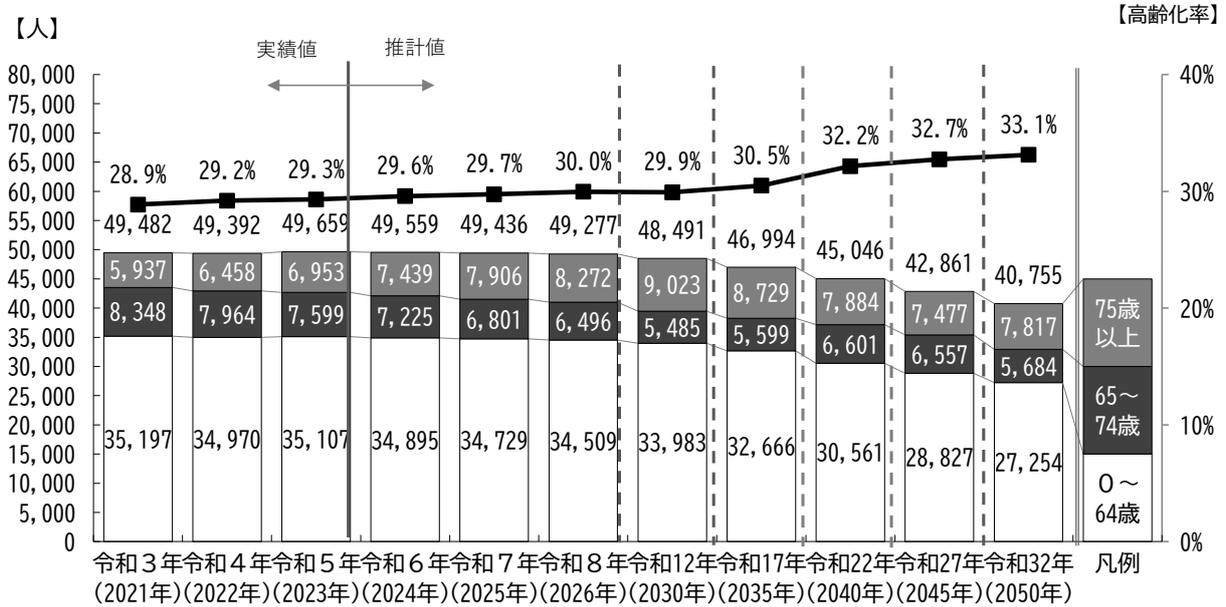
■日常生活圏域



1 富里市の現状と将来推計

■将来人口

本市の将来人口は、全国で団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年49,436人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年で45,046人と推計され、徐々に人口減少が進んでいく見込みとなっています。一方で、高齢化率は横ばいがしばらくの間続く見込みとなっており、令和7年で29.7%、令和22年で32.2%と予想されています。

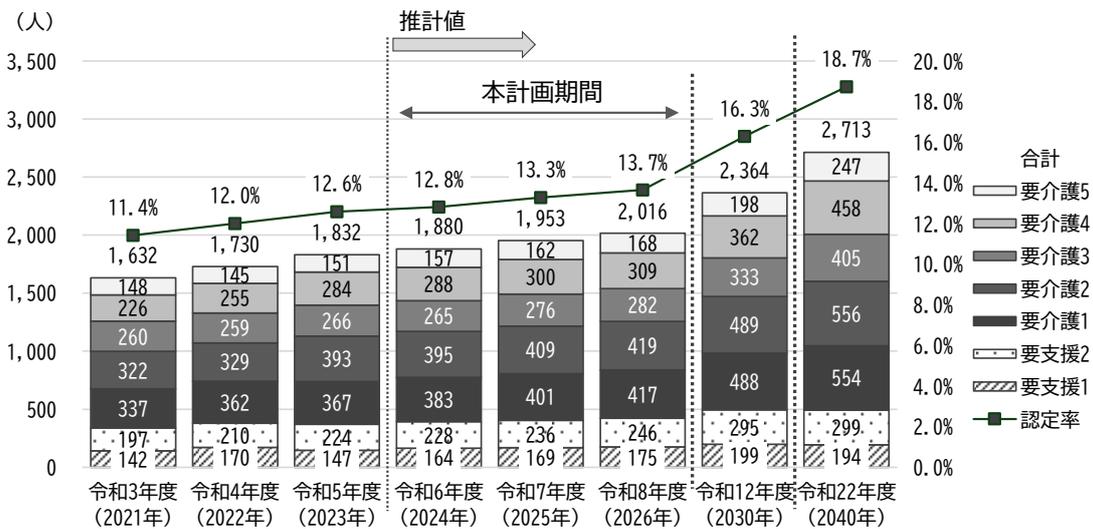


※令和2～5年9月末の住民基本台帳人口から、コーホート変化率法により推計

■第1号被保険者の認定者数と認定率

本市の、令和5（2023）年度の第1号被保険者の要介護認定者数は、1,832人となっています。本計画終了年度の令和8（2026）年度には、2,106人程度に増加し、令和5年度に比べ約1.1倍となる見込みとなっています。さらに、令和12（2030）年度には2,364人、令和22（2040）年度には2,713人程度に増加し、それぞれ令和5年度に比べ約1.3倍、約1.5倍となる見込みとなっています。

また、第1号被保険者に占める認定者数の割合である認定率は、令和5年度の12.6%から令和8年度には13.7%、令和12年度には16.3%、令和22年度には18.7%に増加することが見込まれています。



※令和3年度から令和5年度は9月時点の実績値。令和6年度以降の推計値は、厚生労働省「見える化システム」＝将来推計総括表（自然体推計）。



2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念と重点目標

■基本理念

地域でつながり守り合う いつまでも自分らしく暮らせる 元気なまち

■重点目標

【重点目標1 介護予防の推進】

本市では、今後更に高齢化率が上昇していく見込みとなっており、早期からの健康づくりが重要となっています。

このため、介護予防に注力していくこととし、運動を通じた健康づくりを含め、高齢者の健康づくりに資する様々な取組を積極的に推進していきます。

【重点目標2 安定的な介護サービスの確保】

介護が必要となっても、安心して必要なサービスを利用できるよう、安定的な介護サービスの確保に努めます。

特に介護人材の確保や、介護の担い手への支援を充実させ、誰もが住みなれた場所で最後まで介護が受けられるよう、一層の支援に努めます。

【重点目標3 地域のつながりを大切にした支え合う地域づくりの推進】

高齢者の健康維持には、社会参加も重要といわれています。住民一人ひとりが社会的な役割や生きがいを持つことが、心身の健康につながっていくと考えられています。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、地域住民の社会参加への意向割合は低下したことが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から明らかになっています。

このため、地域住民がつながり、お互いに関係を持ち、そして支え合う地域づくりを積極的に推進していきます。

(2) 計画の体系

基本指針	施策
基本指針1 介護予防 (いつまでも健康で 生き生きとくらするまち)	(1) 活動の場の提供
	(2) 学習機会の提供
	(3) 認知症対策の推進
	(4) 介護予防の推進
	(5) 健康づくりへの支援
基本指針2 介護・医療 (介護サービスが充実し 安心してくらするまち)	(1) サービス向上と質の確保
	(2) 介護給付の適正化
	(3) 多様なサービスの提供
	(4) 地域包括支援センターの機能強化
	(5) 介護保険サービスの円滑な利用
	(6) 家族介護者への支援
	(7) 在宅医療の推進
	(8) 歯科口腔保健の推進
基本指針3 生活支援・住まい (地域で共につながり 支え合うまち)	(1) 生活支援サービスの提供
	(2) 高齢者虐待防止と権利擁護
	(3) 安心・安全な生活を守る施策
	(4) 地域での支え合い体制の確立
	(5) 住まいの質の向上
	(6) 入居支援



3 介護保険事業費と介護保険料

■第9期計画期間の介護保険サービス費用総額

将来人口や要介護認定者数・認定率の推計、サービス見込み量の推計などから、第9期計画期間の介護保険事業費見込額は、約102億円と見込まれます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費	2,727,325,000	2,982,413,000	3,067,467,000	8,777,205,000
予防給付費	43,887,000	46,982,000	48,240,000	139,109,000
その他のサービス費等	176,299,813	182,410,323	190,656,363	549,366,499
標準給付費計	2,947,511,813	3,211,805,323	3,306,363,363	9,465,680,499
地域支援事業費計	233,508,124	236,849,436	240,238,561	710,596,121
介護費用計	3,181,019,937	3,448,654,759	3,546,601,924	10,176,276,620

■所得段階別の基準及び介護保険料額

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額(※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.285	16,000円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円超120万円以下	基準額×0.485	27,300円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超	基準額×0.685	38,600円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.9	50,700円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は非課税で、第4段階以外	基準額×1.00	56,400円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	67,600円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	73,300円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	84,600円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.7	95,800円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満	基準額×1.8	101,500円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.9	107,100円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.0	112,800円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.1	118,400円

富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】(令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)
発行日: 令和6年3月 発行者: 富里市 所在地: 千葉県富里市七栄652番地1
編集: 富里市健康福祉部高齢者福祉課(介護保険班: 0476-93-4980 包括支援班: 0476-93-4981)